

平成26年3月1日

補助犬診療費助成制度について

一般社団法人愛媛県開業獣医師会（ベッツ-えひめ）は、平成23年3月に設立し動物病院開業獣医師で構成される法人です。当会の理念として、「人と動物がよりよく暮らしていくためのサポート」をするために、様々な社会貢献活動をしておりますが、そのひとつに「補助犬診療費助成制度」があります。

ほじょ犬（身体障害者補助犬）とは、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことを指しますが、これらほじょ犬が障害のある方のよきパートナーとして、末永く健康で楽しく過ごせるよう、ほじょ犬の健康管理に欠かせない予防費並びに治療費の一部を補助する制度です。

この制度を利用するにあたっては、愛媛県下にお住まいで、厚生労働省令で定める書類（身体障害者補助犬健康管理手帳と、盲導犬使用者証又は身体障害者補助犬認定証）を所持している方が、助成対象となっており、かかりつけ獣医師が、本会会員で有る無しに関わらず、申請が可能です。その申請並びに利用方法は、以下の通りとなっております。

1.（申請方法）

補助犬診療費助成制度の申請方法には、2つの方法があります。

1. まずユーザーさんご自身が、本会事務局で申請していただく方法。
2. ユーザーさんが直接、かかりつけ動物病院で申請をしていただく方法。

2.（受付）

1. 申請には、厚生省令で定める身分証明書を提示（コピーの提示）するだけで受け付けております。
2. 受付方法は、本会事務局に証明書のコピー持参、又はメールによる証明書コピーの送付となります。
3. もしくは動物病院の獣医師からの申請受付（証明書コピーのFAX送信）

3.（内容説明）

1. かかりつけ獣医師に助成制度を説明が出来ない場合は、本会に申し出て頂ければ、ベッツ-えひめでユーザーさんに変更して説明を致します。
但し、その際、かかりつけ獣医師が本会の制度にご理解して頂けないようであれば、助成制度が利用できないことがありますので、念のため

申し添えます。

4. (診療助成金)

1. 助成制度が利用可能になり次第、本会から、かかりつけ獣医師に「診療助成券」を送付致します。この時点で利用可能となります。
2. 助成金額は、1年間（1月1日から12月31日）の支払総額が25,000円迄とさせていただきます。使用内容は、健康診断・予防・治療等ご自由となっております。
3. 診療助成金は1枚500円の金券となっており、お釣りが出ませんので499円以下の端数については、各動物病院で処理して頂きますが、その際に端数金額を請求されましたら、お支払い方、宜しくお願い致します。

5. (協力獣医師への書類送付)

1. 助成制度に賛同して頂きました獣医師さんには、別途関係書類を送付し、改めてこの制度のご理解とご協力をお願いしております。

分からないことがありましたら、本会事務所または担当者までお尋ねください。

一般社団法人愛媛県開業獣医師会

【事務所】〒790-0804

愛媛県松山市中一万町6番5号

TEL/FAX: 089-931-8988

URL: <http://vets-ehime.jp>

【担当者】〒791-8067

愛媛県松山市古三津5-10-25

TEL: 089-953-0250

FAX: 089-953-4873

E-mail: spams9@swan.ocn.ne.jp

補助犬診療費助成部会長 坂元孝司